

浄化センター等施設維持管理業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、浄化センター等施設維持管理業務の委託に際し、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、市が発注する浄化センター等施設維持管理業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が、公募による事業者からの提出書類（様式1～7）を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を事業候補者として選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

浄化センター等施設維持管理業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

尾張旭市東部浄化センター及び尾張旭市西部浄化センター並びに各浄化センターが管轄するマンホールポンプ場における施設の維持管理
詳細は、一般仕様書のとおり。

(3) 契約期間及び業務期間

契約期間は、契約締結日から令和8年9月30日までとする。

業務期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 業務引継

業務開始にあたり、契約日から令和3年9月30日までの期間は、業務準備期間として円滑な業務の遂行を図るための準備を行うとともに、受注者は自己の負担により、現在の施設維持管理業務受注者から業務の実施に支障をきたさない範囲内において、引継ぎを受けることができる。

(5) その他

令和3年度から令和5年度まで東部浄化センター受変電設備等改築工事を行う予定。工事に伴う主要機器の変更内容については、東部浄化センター施設一覧表のとおり。

4 見積限度額（総額）

上限 562,465,200円

下限 449,972,600円

（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 令和2・3年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「3 役務の提供等」のうち中分類「01 建物等各種施設管理」に登録されている者のうち、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち細分類「02 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者で、かつ、尾張旭市、瀬戸市又は長久手市に入札参加資格確認申請時の契約先を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告から契約締結日までの間、尾張旭市指名停止取扱要領（平成12年2月1日当初施行）に基づく指名停止又は、それに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 共同企業体ではないこと。

6 選定日程

内 容	日 程
公募開始（市ホームページ掲載）	5月10日（月）
参加者募集期間	5月10日（月）から5月31日（月）まで
質問受付期間	5月10日（月）から5月31日（月）まで
現場説明会	5月14日（金）
参加表明書提出期限	5月31日（月）
質問回答期日	6月9日（水）
提案書等提出期間	6月9日（水）から6月23日（水）まで
審査結果通知	7月14日（水）
契約に関する協議	別途通知
契約締結	7月30日（金） 予定
業務開始	10月1日（金）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 会社概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 提案書（様式6）
- (7) 参考見積書（様式7）
- (8) 質問書（様式8）
- (9) 辞退届（様式9）

8 現場説明会

現場説明会は、東部浄化センター及び西部浄化センターにて次のとおり行う。

- (1) 日時
令和3年5月14日（金） 午前9時から午前11時まで（西部浄化センター）
午後2時から午後4時まで（東部浄化センター）
- (2) 申込方法及び申込先
申込みの際は、会社名、見学者名及び連絡先を記入の上、次の電子メールアドレス宛てに提出すること（様式自由）。
尾張旭市役所都市整備部下水道課管理係（西部浄化センター）
電子メールアドレス s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp
※ 件名に[現場説明会：「浄化センター等施設維持管理業務」]と明記すること。
- (3) 申込期限
令和3年5月13日（木）午後1時まで（必着）
- (4) 参加人数
1社ごとの参加人数は5人までとする。
- (5) その他
現場説明会の際に、写真撮影は可能とするが、本業務以外への使用は認めない。

9 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）：原本1部
- (2) 提出先
尾張旭市役所都市整備部下水道課管理係（西部浄化センター）
- (3) 提出方法
持参
- (4) 提出期限
令和3年5月31日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し6部

イ 会社概要（様式3）：原本1部、写し6部

ウ 業務実績（様式4）：原本1部、写し6部

エ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し6部

オ 提案書（様式6）：原本1部、写し6部

カ 参考見積書（様式7）：原本1部、写し6部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 業務実績（様式4）

業務実績は元請として実施したものを対象とすること。

イ 参考見積書（様式7）

参考見積金額（税込）については、仕様書及び提案書に記載された業務の参考見積金額を記載すること。※要押印

(3) 提出場所

尾張旭市役所都市整備部下水道課管理係（西部浄化センター）

(4) 提出方法

持参

(5) 提出期限

令和3年6月23日（水）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 質疑応答等

本業務に関する質問については、事前に参加表明書を提出した参加者からのみ受け付ける。

質問については、次の要領で提出すること。

(1) 提出方法及び提出先

質問事項を質問書（様式8）に記入の上、次の電子メールアドレス宛てに提出すること。

尾張旭市役所都市整備部下水道課管理係（西部浄化センター）

電子メールアドレス s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に[質問書：「浄化センター等施設維持管理業務」]と明記すること。

(2) 提出期限

令和3年5月31日（月）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、参加者全員に対して、令和3年6月9日（水）までに電子メールにより回答する。ただし、その質問の内容が本プロポーザルによる業者選定に公平性を保てない場合等は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を西部浄化センター事務室に直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

13 提案書の審査

(1) 審査方法

提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業候補者を選定する。なお、配点は事業者評価30点、提案評価70点の合計100点とし、別紙審査基準表のとおりとする。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果

審査結果は、参加表明事業者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、事業者名及び審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。また、年度別の支払金額については、協議により決定する。

15 その他の留意事項

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (10) 本提案に対する個別のヒアリング及び説明の要請は、受け付けない。

16 連絡先

尾張旭市役所都市整備部下水道課管理係（西部浄化センター）

住 所：〒488-0838

尾張旭市庄中町一丁目4番地6

電話番号：0561-51-3322

F A X：0561-51-2911

電子メールアドレス：s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp

受 付：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）。